

**有効期間満了の
水道メーターを交換します**

皆さんが使用している水道メーターは、使用水量を適正かつ正確に計量するため、有効期間が定められています。有効期間が満了する水道メーターについて、次のとおり交換します。

水道メーターの交換は、本市の指定給水装置工事事業者証の写しを携行する市指定業者が、該当する方の自宅や施設を訪問して行いますので、皆さんのご協力をお願いします。

日程 下表のとおり

※都合により地域が一部変更になる場合もあります。

費用 無料。ただし、一部の修繕には自己負担が必要な場合があります。

問い合わせ

水道課工務係
TEL (23) 8713



交換業者名

- (株)伊藤電設
- (有)上田幸設備
- 塩那エンジニアリング(株)
- (有)大田原設備メンテナンス
- 大橋総設工業(株)
- (有)金堀設備工業
- (株)唐橋工業
- (有)菊池設備工業
- 国井設備工業
- 桜井設備工業
- (株)三和電気工業所
- (株)綜和工業
- 田代設備工業(有)
- (有)田積設備工事
- (株)塚本建設
- (有)野崎工業
- (有)富士設備工業
- (株)みずほ
- 丸木ポンプ工業企業組合
- (有)三幸設備
- (有)関屋設備
- ダイエー住宅設備
- 西崎工業
- (有)小畑水工所
- 永森設備工業
- 蜂巢設備
- (有)森嶋設備

土・日・祝日・夜間の漏水、水道工事に関する緊急の問い合わせは、**「大田原管工事工業協同組合」**へ

●大田原・湯津上地区

TEL 090-7234-4462

●黒羽地区

TEL 090-2157-1513

期間	時間	実施地区
9月中旬)	午前8時)	○大田原地区 奥沢、鹿畑、倉骨、北大和久、親園、実取、滝沢、花園、荻野目、上石上、下石上、薄葉、平沢、佐久山、那須塩原市(一部給水区域)
10月上旬	午後5時	○黒羽地区 口径20mm以上のメーター

**生け垣をつくってみませんか
「生け垣づくり補助金」のご利用を**

市では、まちの緑や潤いを増やし、良好な住みよい生活環境をつくるため、生け垣の設置に要する費用を助成しています。どうぞご利用ください。

補助対象の概要

- ・住宅や事務所などの建物の敷地に新たに作る生け垣に限る。
- ・生け垣の長さは、道路に3m以上面して、延べ5m以上のもの。
- ・樹木の高さは0.5m以上。
- ・植栽の間隔は、1mあたり2本以上。
- ・構造物(レンガ積み、石積みなど)の上などに生け垣を作る場合は、その構造物の高さが0.7m以下のもの。
- ・生け垣の前面(道路面)にネット、フェンスなどを設置しないもの。

補助の額

1mあたり3000円(限度額6万円)

対象樹種

〈常緑針葉樹〉

カイツカイブキ、キャラボクなど

〈常緑広葉樹〉

シラカシ、サザンカ、マサキ、サンゴジユ、モクセイ、イヌツゲ、ベニカナメモチ、ヒラカンサなど

〈落葉樹〉

ドウダンツツジ、レンギョウなど

注意事項

- ・果樹園近くに、カイツカイブキの植栽はしないでください。
- ・補助を受けようとする方は、現況写真などを添付する書類があります。

で、施工前に必ず相談してください。
問い合わせ
都市計画課都市計画係
TEL (23) 8711

屋外広告物を表示・設置する時は市へ申請が必要です

屋外広告物の表示および掲出物件の設置に関する申請窓口は栃木県から大田原市に変更になっています。

屋外広告物とは

屋外広告物法で定められている次の4つの要件をすべて満たすものをいいます。

- ① 常時または一定の期間継続して表示されるもの。
- ② 屋外で表示されるもの。
- ③ 公衆に表示されるもの。
- ④ 看板、立看板、はり紙およびはり札並びに広告塔、広告板、建物その他の工作物等に掲出され、または表示されたもの並びにこれらに類するもの。

許可申請の手続き

都市計画課の窓口へ関係書類正副1部を提出し、許可を受けてから着工してください。

なお、申請される際には所定の許可申請手数料を納付してください。

提出書類および添付する書類については、都市計画課までお問い合わせください。

問い合わせ

都市計画課都市計画係
TEL (23) 8711

